



茂木地域センターからの新鮮情報 令和2年10月号

発行日：令和2年9月18日毎月発行162号
長崎市役所 茂木地域センター
〒851-0241 長崎市茂木町75番地10
TEL 095-836-0400 FAX 095-834-6001
E-mail br_mogi@city.nagasaki.lg.jp

茂木地域センター管内 10,100人（男4,629人・女5,471人） 4,979世帯（令和2年8月末現在）

地域情報募集！ 次月号の締め切りは10月9日（金）です。11月中旬から12月にかけて、住民の皆さんへお知らせしたい情報がありましたら、ご連絡ください

（ふれあいまつり実行委員会主催）

◇令和2年茂木地区ふれあいまつり

茂木地区ふれあいまつり実行委員会において、次のとおり決定しました。

- | | | |
|--------------|---|----|
| ふれあいまつり | } | 中止 |
| ふれあいソフトボール大会 | | |
| ふれあいさるく | } | 開催 |
| ふれあいまつり作品展 | | |

ただし、今後のコロナウイルス感染拡大の状況によっては中止となることもあります。

※さるく・作品展については詳細が決まり次第お知らせします。



◇マイナポイントの申込・取得について

マイナンバーカードをお持ちの方は令和2年9月からキャッシュレスで2万円のチャージまたは買い物をすると1人あたり上限5,000円分のマイナポイントがもらえる制度が始まりました。

スマートフォンなどで手続きできますが、最寄りの地域センターでも手続きができます（数字4ケタのパスワードが必要です）。パスワードを忘れた方は地域センターへお越しください。

◇令和3年度高齢者交通費助成の変更について

令和3年度からバス・路面電車の交通費助成の方法が変わることから、説明会を下記の日程で開催します。ただし、タクシー券を受け取っている方は今までどおり変更はありません。

- 日 時：10月15日（木）14時より
- 会 場：茂木地区公民館 講堂

小島・茂木地域包括支援センターからのお知らせ

“新型コロナウイルスとインフルエンザについて”

毎年12月～3月頃にかけてインフルエンザが流行します。インフルエンザと新型コロナウイルスはどちらも呼吸器感染症であり、症状が似ていて今年の冬は同時に流行する可能性があります。又、高齢者や基礎疾患のある方は重症化しやすいです。新型コロナウイルスの感染予防対策として、手洗い・うがい・マスク着用・3密を避ける等を徹底することで、同時にインフルエンザの感染予防にもなります。

小島・茂木地域包括支援センター ☎820-8231

歯と口の健康コーナー

“望まない受動喫煙”の対策！！

2018年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、2020年4月に全面施行されましたが、これは、「望まない受動喫煙（受動喫煙にさらされることを望まない）」をなくすことを大きな目的としています。様々な施設において、屋内が原則禁煙となり、喫煙できるのは基準を満たした喫煙室のみとなりました。法律の義務違反に対しては、罰則（過料）が課されることがあります。法改正以前は努力義務であった”マナー”から”ルール”に変わったということが出来ます。

また、新型コロナウイルス感染予防のための3密の「密閉」については、望まない受動喫煙を防止するための取組がそのまま対策として成立するものと考えます。望まない受動喫煙を防ぐことは、従業員や来訪者、顧客等の健康維持にとって大変重要ですが、喫煙室等を設置するには負担が発生します。しかし、新型コロナウイルス感染予防のためにも事業者の皆様には、よりの確な受動喫煙対策を講じて頂ければと思います。

まちだ歯科クリニック 町田澄利
（歯科医師・労働衛生コンサルタント・介護支援専門員）